

女性活躍推進のための青森県特定事業主行動計画（後期計画）

女性活躍推進法に基づき、女性職員がその個性と能力を十分に発揮できるよう、採用・登用の推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組むことを目的に策定した前期計画（計画期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日）の成果を踏まえて、後期5年間の見直しを行うもの。

計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年）

前期計画からの主な変更点

- ・女性管理職割合の向上に係る目標値の変更（5%→8%）
- ・法改正に伴う状況把握・課題分析項目の変更

目 標

項目	現状(R1)	目標値(R7)
女性採用比率	39.8%	40%
副参事級以上に占める女性割合	5.4%（R2.4.1）	8%以上（R8.4.1）
育児休業取得率	男性18.5%、女性100.0%	男性・女性ともに100%

主な取組内容

I 採用

採用試験における女性係員・面接員等の増加

II 育成

- ・女性職員が従事する業務の拡大
- ・管理監督者としての人材育成の機会を充実（サブマネージャー等への積極的登用）

III 昇任

- ・女性職員の役付職員への積極的登用
- ・管理職員の意識改革（多様な人材を活かす人事管理への意識改革）

IV 両立支援

- ・男性職員の育児休業の取得の推進
- ・育児休業中の職員への情報提供の検討